

バリアフリー法に係る特定路外駐車場について

岡山市都市整備局 都市・交通部 市街地整備課

バリアフリー法に係る特定路外駐車場について

1 はじめに

平成18年12月20日の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」の施行により、特定路外駐車場を新設する場合には、省令で定められた構造及び設備に関する基準への適合が義務付けられ、あらかじめ市長に届出が必要になりました。また、届け出た事項を変更しようとするときも、同様に届出が必要です。

なお、既存の駐車場で、特定路外駐車場に該当するものについても、基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

2 届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）

特定路外駐車場とは、次のすべてに該当する駐車場をいいます。

- (1) 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの。
- (2) 自動車の駐車のために供する部分の面積（駐車マス）が500㎡以上のもの。
- (3) 利用について、駐車料金を徴収するもの。

※ ただし、道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物または建築物特定施設であるものは除きます。

3 届出方法

バリアフリー法に基づく届出は、駐車場法の規定による届出（路外駐車場の届出）をする際の届出書に、次項「4 届出書類」に掲げる書類を添付して、届出をしてください。

4 届出書類

届出の際は、次の書類が必要になります。

(1) 届出場所が都市計画区域内にある場合

- ア 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（第2号様式）
- イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 1/200 以上の平面図
- ウ 特定路外駐車場届出チェックリスト

(2) 届出場所が都市計画区域外（御津支所及び建部支所管内）にある場合

- ア 特定路外駐車場設置（変更）届出書（第1号様式）
- イ 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1/10000 以上の地形図
- ウ 特定路外駐車場の区域、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 1/200 以上の平面図
- エ 特定路外駐車場届出チェックリスト

5 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

特定路外駐車場の新設に際しては、その構造や設備が、省令（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令）に定められた基準に適合している必要があります。

【路外駐車場車椅子使用者用駐車施設】

(1) 特定路外駐車場には、駐車施設の設置台数に応じて、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

ア 駐車施設の数が 200 以下の場合

当該駐車施設の数 \times 2%（小数点以下切り上げ）以上

イ 駐車施設の数 \times 200 超の場合

当該駐車施設の数 \times 1%（小数点以下切り上げ）+2 以上

※ 道路交通法第3条に規定する普通自動車以外の自動車用の駐車場については、この限りではありません。

(2) 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次の基準を満たす必要があります。

ア 幅は、350 cm以上とすること。

イ 路外駐車場車椅子使用者用駐車施設またはその付近に、路外駐車場車椅子使用者

用駐車施設の表示をすること。

ウ 路外駐車場移動等円滑化経路の長さが、できるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

(1) 路外駐車場車椅子利用者用駐車施設から道または公園、広場その他の空地までの経路のうち、1以上を路外駐車場移動等円滑化経路にする必要があります。

(2) 路外駐車場移動等円滑化経路は、次の基準を満たす必要があります。

ア 経路上に段を設けないこと。(傾斜路を併設する場合を除く)

イ 出入口の幅は、80 cm以上とすること。

ウ 通路は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、120 cm以上とすること。

(イ) 50m以内ごとに、車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

エ 傾斜路(段に代わり、またはこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。

(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120 cm以上、段に併設するものにあつては90 cm以上とすること。

(イ) 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16 cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。

(ウ) 高さが75 cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75 cm以内ごとに、踏幅が150 cm以上の踊場を設けること。

(エ) 勾配が1/12を超え、または高さが16 cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

【特殊の装置】

(1) 特殊装置を用いる特定路外駐車場について、その装置に上記基準による構造または設備と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める場合には、上記基準は適用しません。